

# 令和8年度差別化コンテンツ確立事業実施業務受託者公募に関する説明書

## 1 業務の概要

(1) 業務名 令和8年度差別化コンテンツ確立事業実施業務

(2) 事業の目的

2022年から2024年で実施した「茨城デスティネーションキャンペーン」(以下、「DC」という)の次なる展開として、「花絶景」や「体験」等本県ならではの観光資源を活用した国内外に訴求可能なコンテンツである「珠玉の企画」を対象に、差別化された本県観光のフラッグシップコンテンツとして磨き上げるとともに、「珠玉の企画」以外の各地域が主体となって実施するDCレガシー等の「地域企画」についても、各コンテンツの課題解決のために伴走支援を実施し、自走化や定着化を図ることを目的とする。

(3) 業務内容 別添仕様書のとおり

(4) 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(5) 委託費の上限額 55,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

※なお、この金額は、事業内容の規模を示すものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること。

## 2 担当部局

茨城県 営業戦略部 観光戦略課 観光基盤担当 小泉

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6(県庁舎4階)

電話 029-301-3622 FAX 029-301-3629 E-mail kanbutsu2@pref.ibaraki.lg.jp

## 3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

## 4 提出書類

(1) 企画提案提出書(様式第1号)

(2) 資格要件に関する申立書(様式第2号)

(3) 企画書(任意様式)

企画書は、社名部分を隠したもの、社名を記載したものを、それぞれ1つのファイルにして提出すること。

(4) 見積書（任意様式）

見積書は、社名部分を隠したもの、社名を記載したものを提出すること。なお、社名を隠したものについては、③企画書に添付すること。

(5) 事業実績書（任意様式）

(6) 会社概要又は会社概要パンフレット

## 5 提出期限

(1) 提出締切 令和8年3月23日（月）17時 必着

(2) 提出方法 いばらき電子申請・届出サービス

URL : [https://apply.e-tumo.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerDetail\\_initDisplay?tempSeq=85587](https://apply.e-tumo.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerDetail_initDisplay?tempSeq=85587)

※送信後は、必ず電話により受信確認をすること。

(3) 留意事項

- ・ 提出書類は、全てのファイル合わせて、原則100MB以下に収めること。

## 6 質問の受付

(1) 期 限 令和8年3月4日（水）から令和8年3月11日（水）15時まで

(2) 受付方法 いばらき電子申請・届出サービス

URL : [https://apply.e-tumo.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerDetail\\_initDisplay?tempSeq=85590](https://apply.e-tumo.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerDetail_initDisplay?tempSeq=85590)

※送信後は、必ず電話により受信確認をすること。

(3) 質問内容

原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続きに関する事項に限る。

（他の事業者からの参加表明、企画提案書の提出状況等には回答しない。）

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年3月13日（金）に質問者に対し電子メールにより回答する。なお、質問内容によっては、当該日以前又は以降に回答する場合がある。

また、回答した内容は本県ホームページ上で公開する。

## 7 その他

企画提案の審査は提出された内容に基づき行うが、採用決定後、提案内容をそのまま委託するとは限らない。また、委託金額は採用決定後、見積書を徴し別途決定する。